公募型協働事業提案を募集

市は、市民活動団体などが経験や知識を生かし、行政と協働して地域の課題解決に取り組むことにより、効果の上がる公益的な事業を募集します。

対象は、市民活動団体か非営利活動法人、事業者。団体ならではの専門性やネットワーク、行動力を生かした協働事業提案を。

応募方法など詳しくは、市ホームページ（**下二次元コードから読み取り可**）で確認を。

申2月28日～6月18日、市まちづくり推進課か市民まちづくりプラザTEL780・1234へ（要事前相談）。

◎公募型協働事業提案制度対策講座を開催　3月2日(日)午前10時、スワンホールで。

公募型協働事業提案制度の内容や事例、申請書の書き方を学べる講座。

定員15人。

無料。

申2月17日～3月1日に市民まちづくりプラザへ。先着順。

＊　＊

問市まちづくり推進課TEL780・3533。

◆相続登記の義務化無料相談会を開催　2月18日(火)・19日(水)の午前10時～正午、午後1時、市役所1階のロビーで。

相続登記や遺言書保管制度周知のためのパンフレット配布や相談コーナーの設置。

無料。当日直接、会場へ。

問神戸地方法務局伊丹支局TEL779・3451。

◆会計年度任用職員を募集　市教委は、会計年度任用職員を次の通り募集しています。

【看護師】▽勤務＝週5日で月～金曜の午前8時半～午後4時45分▽応募資格＝看護師免許を持つ人▽勤務地＝公立保育所園▽月給＝23万3千200円。

【養護事務】▽勤務＝週5日で月～金曜の午前8時半～午後3時15分▽応募資格＝養護教諭免許を持つ人▽勤務地＝公立幼稚園▽月給＝18万4千円。

【児童支援員（週30時間勤務職員）】▽勤務＝週5日で月～金曜の正午～午後6時半のうち6時間（学校長期休業日は午前8時10分～午後6時半のうち8時間）程度のシフト制（学校行事により午前中からの勤務あり）、土曜午前8時10分～午後5時10分（年13回程度の当番制）▽応募資格＝幼稚園、小・中学、高校、養護教諭、栄養教諭の教員免許か保育士資格を持つ人▽勤務地＝公立児童くらぶ▽月給＝19万6千900円。

申市役所2階の職員課にある所定の用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、写真を貼り、直接か郵送で〒664・8503伊丹市教育委員会事務局職員課（TEL784・8084）へ。

◆9時から14時までの仕事を中心とした就職相談会を開催　3月11日(火)午前10時、ここいろで。子育てと両立しやすい時間帯に、就職のきっかけ作りとなるような就職相談会を開催。

子育てと仕事の両立に理解のある企業との就職相談やハローワークによる公共職業訓練案内など。

定員24人。無料。

一時保育あり（1歳～就学前6人。1人300円。要予約）。

申2月18日～3月5日に市自立相談課TEL780・4344へ。先着順。

パブコメ結果を公表

市は、①「第6次伊丹市総合計画　後期実施計画（案）」②「第4次伊丹市行財政プラン（案）」のパブリックコメントの結果を次の通り公表しています。

【公表期間】2月7日～3月18日。

【公表場所】各担当課、市役所3階の総務課（行政資料コーナー）、同1階のまちづくり推進課、各支所・分室、消費生活センター（くらしのプラザ）、市民まちづくりプラザ、「ふらっと」「人権センター、図書館「ことば蔵」、市ホームページ。

問①市政策室TEL784・8007、②市経営企画課TEL784・8027。

伊丹のお店でこども職業体験 はたら子

中心市街地の店舗などで子どもたちがさまざまな「お仕事体験」ができる、まちぐるみ職業体験イベントです。

【日時】3月15日(土)午前10時～午後5時

【会場】ＪＲ・阪急両伊丹駅周辺の協力店舗など

【対象・定員】小学生150人

【参加料】2体験1600円

申2月21日までに同イベントホームページ（**二次元コードから読み取り可**）で電子申請を。先着順（体験内容は抽選）。

はたら子実行委員会事務局TEL744-0215

こらくる イベントを開催

こらくるで各種イベントを次の通り開催します。

いずれも無料。当日直接、会場へ（※除く）。先着順。

★みんなで奏でよう♪こらくるピアノ（左上写真）　2月21日(金)午前10時。

電子ピアノを弾く。

対象・定員は、幼児～高校生20人。

★トランプ大会　23日(祝)午前10時。

「ぶたのしっぽ」で競い合う。

対象・定員は、小学生20人。

★こらくる「おたんじょうかい」　27日(木)午後2時半。

1・2月生まれの誕生会。ペープサートやパネルシアター。

対象・定員は、幼児～小学生25人（幼児は保護者同伴）。

★おひなまつりを楽しみましょう！　28日(金)午前10時15分、午後3時半。

身近な材料で「おひなさま」を作る。

対象・定員は、幼児～小学生各8組（幼児は保護者同伴）。

★※親子で知ってほしい「はじめての生理」　3月29日(土)午前10時。

生理を快適に過ごすためのアイテムとエクササイズを親子で学ぶ。

対象・定員は、新小学3～6年生の女子とその保護者8組。

申2月15日から同館へ。

＊　＊

問こらくるTEL767・7676。

◎ボーイスカウト第2回体験入隊　3月2日(日)午前10時、こらくるで。

輪投げやオセロなどのゲーム大会。

対象は年長～小学2年生。

無料。

問ボーイスカウト伊丹第3団の上田さんTEL782・3274へ。

消費生活Q&A

不安をあおって契約させる点検商法に注意！

【Q】4日前、「ガス給湯器の点検をします」と業者が突然来たので、契約中のガス会社の点検かと思い、お願いしたら「給湯器の内部が腐蝕しているので交換が必要。このまま放置していたら火事になるかもしれない。今ならキャンペーン価格で取り付けられます」と言われた。

給湯器も古かったし、火事になったら困ると思い、勧められるままに契約をしてしまった。後で契約書面を確認したら契約中のガス会社ではなかったし、他社と比べて価格も安くなかった。解約したい。（70歳代女性）

【A】この契約は特定商取引法の「訪問販売」に該当します。

契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（無条件契約解除）ができます。

ハガキや電磁的記録（メールやファクスなど）で、契約解除通知を発信日の記録が残る形で送るよう助言しました。

ガスは4年に1度の「法定点検」があり、事前に「ガス設備調査のご案内」が届きます。いきなり来訪することはありません。

「点検させてほしい」と突然訪問して来る点検商法は、自宅の屋根の点検や排水管の点検などの事例も見受けられます。インターフォン越しで対応するようにし、今だけ値引きするなど、契約をせかす手口には気を付けましょう。

工事が完了していても、クーリング・オフはできます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、うその説明で消費者が勘違いして契約した、断っているのに帰らないなど、勧誘方法に問題があった場合は契約の取り消しができることもあります。

早めに消費生活センターに相談してください。

悪質な訪問販売での消費者トラブルを防ぎたい、一切勧誘を受けたくない場合は、「訪問販売お断りステッカー」を活用してください。同ステッカーは、消費生活センター、各支所・分室、市役所1階のまちづくり推進課で配布しています。

消費生活や製品事故に関する相談は消費生活センターTEL775・1298（相談専用平日午前9時～正午、午後1～4時15分）へ。

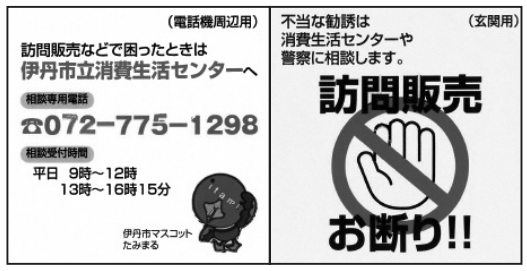

訪問販売お断りステッカー